



つれづれ時事寸評11

「あなたは護憲派か？、 改憲派か？」

本研究所研究員 大江 正昭（憲法）

—「つれづれ時事寸評」表題について—

今年に入り、何度か「あなたは護憲派か、改憲派か」という質問を受けた。安倍首相は「戦後レジームからの脱却、改憲＝自主憲法の制定」を悲願とし、先ずは日本国憲法96条が規定する改正要件の緩和化を目指すとの報道を受けての質問であろう。

私は、この質問に、「私も憲法の研究者の末端に位置する者、その私に護憲派か改憲派かと聞くのは無意味です」と答えました。それは、どんな憲法も、制定された時代の影響を受けており、その意味で歴史的制約がある。研究とは、ある意味ですべてを疑うところから出発する以上、日本国憲法にも改めるべき点があるという姿勢で臨むのはいうまでもない。このことをもって改憲派に分類するのは勝手だが、無意味なことではしないと考えるからだ。

ともあれ、昨年末の衆議院選の結果よりして、7月の参議院選次第では改憲に直面するやもしれないので、編集委員の求めも踏まえ、改憲問題に関わるいくつかの問題を考えることとする。

なお、自民党は、昨年3月27日、「自民党憲法改正草案」（以下「草案」）を決定している。

—マスコミのアンケートの仕方—

日本は「改憲に賛成か反対か」だけでアンケートができる珍しい国といわれる。それは、マスコミ側も回答者も改憲の中心を暗々裡に第9条と考えているからである。しかし、一体、第9条をどのように変えるのか、正確な知識を持っている回答者は多くはないだろうし、第9条以外の項目となると、さらに知識がある回答者が少ないのは明白である。

改憲に賛成か反対かのアンケートである以上、個別の項目ごとに、現行と改正案を示して問うべきである。包括的なアンケートに答える国民

も問題だが、このようなアンケートをするマスコミは、それ以上に問題だと思う。「知の劣化」なのだろうか。

—なぜ改正が必要なのか—

改憲理由のひとつに「60年経っても一度も改正されていない。社会の変化へ対応する必要がある。」がある。しかし、「60年経過云々」は笑うしかない。ある憲法学者は「これは『結婚30年経過したから離婚』と同じだ」と皮肉っている。対応例のひとつが環境権だが、これは環境対策の法律を整備すれば対応できることであり、その上で、もうこれ以上は環境権条項がないと前進できないという状態になってから改正すれば十分である。要するに、学問的に考慮に値する改憲理由などは念頭にないのだということなのである。

自民党は「自主憲法の制定」を党是とするが、それは「押しつけ憲法だから嫌いだ、自分達で、自分達好みの内容の憲法を作りたい」ということである。では、押しつけられたのは国民か、政府か。日本国憲法施行当時の世論調査では国民の賛成率は極めて高いから、押しつけられた（と感じた）のは時の権力層＝政府である。

さらに、仮に「押しつけ」だとして、押しつけられたのは人権保障や民主主義である。とすれば、押しつけ憲法論＝自主憲法制定論は、人権保障や民主主義が嫌だということになる。では自民党は、何が好きなのだろうか。

「押しつけられたかどうかより、その内容だ」（加藤周一）。

—近代立憲主義を否定する草案—

近代立憲主義憲法（日本国憲法もそのひとつ）とは、主権者たる国民が国家権力に縛りをかけ、国民の人権を守るもので、いわば国民から国家への、人権を守れという命令の文書である。だから、国民は憲法尊重擁護義務を負わずに、内閣総理大臣をはじめとする公務員に「憲法を尊重・擁護せよ」と要求する権利を持つのである（日本国憲法99条）。

ところが、草案102条1項は「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない。」と、まず国民に憲法尊重義務を課す（公務員には2項

で課す)。国家権力が国民に命令するのだ。ということは、草案は近代立憲主義を否定せんとするものだということになる。換言すれば、本条は、この党が「憲法とは何かを知ろうとしない人達」の集団だという意味をもつ。党员達は、日本国憲法の保障する表現の自由等を最大限に利用しつつ、日本国憲法を「否定」しようとするのだろうか。

以上から、草案は、現憲法に比して、人権保障に後ろ向きと想定できる。実際、13条「個人の尊重」が「人の尊重」と変えられるが、「個人」が「自律的個人」であるのに対し、「人」は「和の精神」をもった「他人に迷惑をかけない人」と説明されている(草案Q&A)。つまり、あまり自分の意見をいう人になるなということのようだ。

その他、「国民の義務・責務」規定の新設、政教分離原則の緩和、家族を社会の基礎単位としての尊重と助け合いの強調、「表現の自由は公益・公序を害してはならぬ」規定、破防法第7条類似の結社の禁止規定、憲法による外国人の選挙権の否定(世界では40ヶ国ほどが地方選挙権を永住権者等に認める)などである。また、「戦争の放棄」は「安全保障」に変え、「国防軍」を設置し、「特別裁判所」(現憲法は絶対禁止)まで用意する。

一「憲法改正の要件」緩和化一

学説は、改正要件が普通の法律よりも厳格なのは、憲法の安定性と可変性との調和を図るものとする。法律よりも厳格な憲法を硬性憲法、同じ憲法を軟性憲法という。

草案は、現憲法96条の、両議院の総議員(法定数)の3分の2以上の賛成と国民投票による過半数の賛成を必要とする改正要件を緩和化して、両院の総議員の過半数の賛成と国民投票における有効投票の過半数の賛成でよしとする。

原理的には、憲法改正権限の根拠規定たる憲法改正手続規定の要件を自ら緩和することができるかが問題となる。学説には、可能説、「緩和、その後の他規定改正」は背理だとする説、国民投票要件の削除はできないとする説もあるが、憲法、ひいては国民が与えた権限の根拠規定を与えられたものが自ら変えるというのは、

自己の改正権限の自己否定になるのではないか。

緩和化を主張する理由は「厳格すぎる」であり、その証拠が改正回数ゼロだとされる。

確かに、ドイツは両院各々3分の2以上の賛成だけだが、アメリカは両院各々3分の2以上と州の4分の3以上の賛成、韓国は議会(1院制)の3分の2以上の賛成と国民投票(最低投票率=有権者の過半数規定あり)などと、日本国憲法とほぼ同等か、それ以上に厳しい(諸国憲法の要件は「衆憲資第24号」参照。「衆憲資」のみでヒットする)。

改憲論者達は「日本国憲法は60数年、一回も改正されていないが、ドイツは59回も改正している。やはり硬すぎるのだ。」と言う。しかし、硬い憲法でも改正は十分可能である。ちなみに、戦後の改正回数は、要件がほぼ同等のドイツ59回、厳しいアメリカ6回、韓国9回である。

要するに、硬性の程度は多様であり、かつ、日本国憲法よりも硬くても改正されているのである。とすれば、緩和化の主張は、現行要件では自分達の思い通りにならないので、思い通りになるようなルールに変えようというもので、つい、幼児が玩具売場で、おもちゃ欲しさに床に転がり泣き喚いているのと同じレベルを想像してしまう。

一最後に一

「先ずは要件緩和化を」などというやり方は止めにして、もっと堂々とやるべきである。この文章を書いている6月中旬において、「要件緩和化」のみ先行はあまりにも姑息なやり方だという批判からか、選挙の争点としない方向に動いているようにも見える。しかし、仮に参議院選の争点とされなかったとしても、緩和の条文(第100条)自体は草案に入っているのだ。参議院選で、「改憲」派が3分の2以上になれば、当然緩和化しようとするであろうことは目に見えている。

そこで、皆さんに、先ずは日本国憲法と草案を読み比べることから始めることをおすすめします。そして、いざという場合は、ひとつひとつの条文ごとに検討するようにしましょう。でないと、「こんなハズではなかった」となってからでは遅いのです。